

一般競争入札の対象となる金額の変更について（お知らせ）

少額随意契約（地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 13 第 1 項第 1 号において、契約の種類に応じて定める基準額の範囲内において管理規程で定める額を超えないときに締結可能と規定されている随意契約）の基準額について、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、国においてこれを引き上げる改正が行われたことから、本市上下水道局においても、関連規程の改正等により、随意契約を可能とする上限額等を上げます。

これに伴い、物品調達、業務委託（工事関連業務を除く。）及び賃借について一般競争入札等の対象案件を下記のとおり変更しますのでお知らせします。

記

1 変更内容

下記のとおり一般競争入札等の対象案件を変更します。

＜物品調達＞

	変更前	変更後
一般競争入札（電子入札）	予定価格 1 件 160 万円を超える案件	予定価格 1 件 300 万円を超える案件
公募型見積合せ	予定価格 1 件 15 万円以上 160 万円以下の案件	予定価格 1 件 20 万円を超え 300 万円以下の案件

＜業務委託（工事関連業務を除く。）＞

	変更前	変更後
一般競争入札（総合評価一般競争入札を含む）	予定価格 1 件 100 万円を超える案件	予定価格 1 件 200 万円を超える案件

＜賃借＞

	変更前	変更後
一般競争入札	予定価格 1 件 80 万円を超える案件	予定価格 1 件 150 万円を超える案件

2 適用開始時期

令和 7 年 10 月 1 日以後に公告・公表する一般競争入札及び公募型見積合せ等について適用します。